

当法人の提案する 「口腔疾患予防ホワイトニング」について

現在、自費診療で行われる歯のホワイトニングは歯周病治療時に消毒の目的で使用された「過酸化尿素」による副産物的効果である「歯の漂白効果」を利用したものです。

当法人での歯周病治療を行うに当り「ホワイトニング＝歯周病治療」と考えて、より高いクオリティの歯周病治療に取り組んでおります。当法人での「口腔疾患予防ホワイトニング」は歯周病治療終了時の「口腔予防」の段階に入ったと判断した際に無料で行います。

希望されない場合は担当医、スタッフまでお申し出ください。

（「口腔疾患予防ホワイトニング」の効果）

- ① 歯の表面の耐酸性能を高める（ムシ歯予防効果）
- ② 過酸化尿素による殺菌作用（歯周病予防効果）
- ③ 歯が白くなる事で患者様が歯や口に今まで以上に関心を持つ事での見守り効果（予防へのモチベーション **UP**）

是非、上記の効果を体験して下さい。

ホワイトニングの詳細やメリット・デメリット等の解説は別紙を参照して頂きます。ご了承ください。

（ご確認事項）

- ・歯を白くする効果を目的としておりません。歯の漂白が目的に場合は自費診療にてホワイトニングを受けて頂く事になります。ご了承下さい。
- ・「口腔疾患予防ホワイトニング」を行うタイミングは担当医の判断になります。患者様の希望のタイミングでの施術は行っておりませんのでご了承下さい。
- ・「口腔疾患予防ホワイトニング」は1回目のみ費用負担を頂いておりません。2回目以降は通常のホワイトニングと同じ料金の負担をお願い致します。
- ・定期健診（約4か月毎）での「口腔疾患予防ホワイトニング」1回目のみ費用負担を頂いておりません。